

令和 6 年第 3 回君津市議会定例会

議 案 参 考 資 料

令和 6 年 9 月 3 日

君 津 市

令和 6 年第 3 回 君津市議会 定例会 議案 参考資料 目録

議 案 番 号	資 料 名	頁
議案第 2 号	君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例新旧対照表	1
議案第 3 号	君津市国民健康保険条例新旧対照表	2
議案第 4 号	君津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	3
議案第 5 号	君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例新旧対照表	5
議案第 6 号	千葉県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表	6
議案第 7 号	変更理由（大和田・坂田小学校統合施設整備電気設備工事請負変更契約）	7
議案第 8 号	市道認定路線図（貞元、休場線）	8
議案第 9 号	市道認定路線図（宮下二丁目 17 号線）	10
議案第 10 号	市道認定路線図（宮下二丁目 18 号線）	10

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(助成の方法) 第6条 医療費等の助成を受けようとする助成資格者は、市長が指定する保険医療機関等（以下この条において「指定保険医療機関等」という。）において医療を受けるときは、あらかじめ規則で定めるところにより助成資格の登録を<u>申請の上</u>、受給券の交付を受け、<u>当該受給券を</u> _____指定保険医療機関等に提示するものとする。 2～5 省略 (届出義務) 第7条 助成資格者は、<u>社会保険各法の保険の種類又は住所、氏名その他の規則で定める助成資格者に係る事項に変更があったときは</u>、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。	(助成の方法) 第6条 医療費等の助成を受けようとする助成資格者は、市長が指定する保険医療機関等（以下この条において「指定保険医療機関等」という。）において医療を受けるときは、あらかじめ規則で定めるところにより助成資格の登録を申請し____、受給券の交付を受け、<u>社会保険各法に規定する被保険者証、組合員証等（次条第2号において「保険証」という。）とともに</u>、指定保険医療機関等に提示するものとする。 2～5 省略 (届出義務) 第7条 助成資格者は、<u>次に掲げる場合には</u> _____ 規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。 (1) <u>氏名又は住所に変更があったとき。</u> (2) <u>社会保険各法に規定する保険の種類又は保険証の記載事項に変更があったとき。</u> (3) <u>第3条第1項に規定する助成資格者としての要件を欠いたとき。</u> (4) <u>新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。</u>

君津市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現 行
第 1 2 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 5 項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした</u> <u> </u> 場合においては、その者に対し、1 0 0 , 0 0 0 円以下の過料を科する。	第 1 2 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 9 項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合、又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに<u>応じない</u></u>場合においては、その者に対し、1 0 0 , 0 0 0 円以下の過料を科する。

君津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
(運営に関する基準) 第2条 省略 2 地域包括支援センターは、君津市介護保険運営協議会（君津市介護保険条例（平成12年君津市条例第2号）第2条の3に規定する君津市介護保険運営協議会をいう。<u>次条</u>において同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (人員に関する基準) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>（君津市介護保険運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めたときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>によることができる。<u>次項において同じ。）</u><u>に関する基準は、原則として次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1)～(3) 省略 <u>2 前項の規定にかかわらず、君津市介護保険運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めたときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上</u>	(運営に関する基準) 第2条 省略 2 地域包括支援センターは、君津市介護保険運営協議会（君津市介護保険条例（平成12年君津市条例第2号）第2条の3に規定する君津市介護保険運営協議会をいう。<u>第3条第2項</u>において同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (人員に関する基準) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____は、原則として次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) 省略

(3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の職員で前項第1号に掲げる者を1人及び専らその職務に従事する常勤の職員で同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～(2) 省略 (3) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第31項</u>に規定する創業者のうち、新たに市内で事業を開始しようとするものをいう。 (4) ～(8) 省略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～(2) 省略 (3) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第29項</u>に規定する創業者のうち、新たに市内で事業を開始しようとするものをいう。 (4) ～(8) 省略

千葉県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

改正案	現 行														
別表第 1 （第 4 条関係）	別表第 1 （第 4 条関係）														
<table><tr><th>事務内容</th></tr><tr><td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td></tr><tr><td><u>資格確認書等</u> の引渡し</td></tr><tr><td><u>資格確認書等</u> の返還の受付</td></tr><tr><td>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td></tr><tr><td>保険料に関する申請の受付</td></tr><tr><td>上記事務に付随する事務</td></tr></table>	事務内容	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	<u>資格確認書等</u> の引渡し	<u>資格確認書等</u> の返還の受付	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	保険料に関する申請の受付	上記事務に付随する事務	<table><tr><th>事務内容</th></tr><tr><td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td></tr><tr><td><u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</td></tr><tr><td><u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</td></tr><tr><td>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td></tr><tr><td>保険料に関する申請の受付</td></tr><tr><td>上記事務に付随する事務</td></tr></table>	事務内容	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	<u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し	<u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	保険料に関する申請の受付	上記事務に付随する事務
事務内容															
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付															
<u>資格確認書等</u> の引渡し															
<u>資格確認書等</u> の返還の受付															
医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し															
保険料に関する申請の受付															
上記事務に付随する事務															
事務内容															
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付															
<u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し															
<u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付															
医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し															
保険料に関する申請の受付															
上記事務に付随する事務															

変更理由（大和田・坂田小学校統合施設整備電気設備工事請負変更契約）

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の増額が生じたため。

位置図



市道認定路線図



議案第8号 貞元、休場線

起点：貞元字休場324番5地先

終点：貞元字出羽1095番地先

延長：322.0m

幅員：9.0m～18.9m



測点③

小糸川

貞元線

測点②

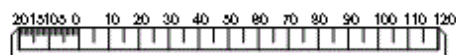
みふねの里
保育園

測点①

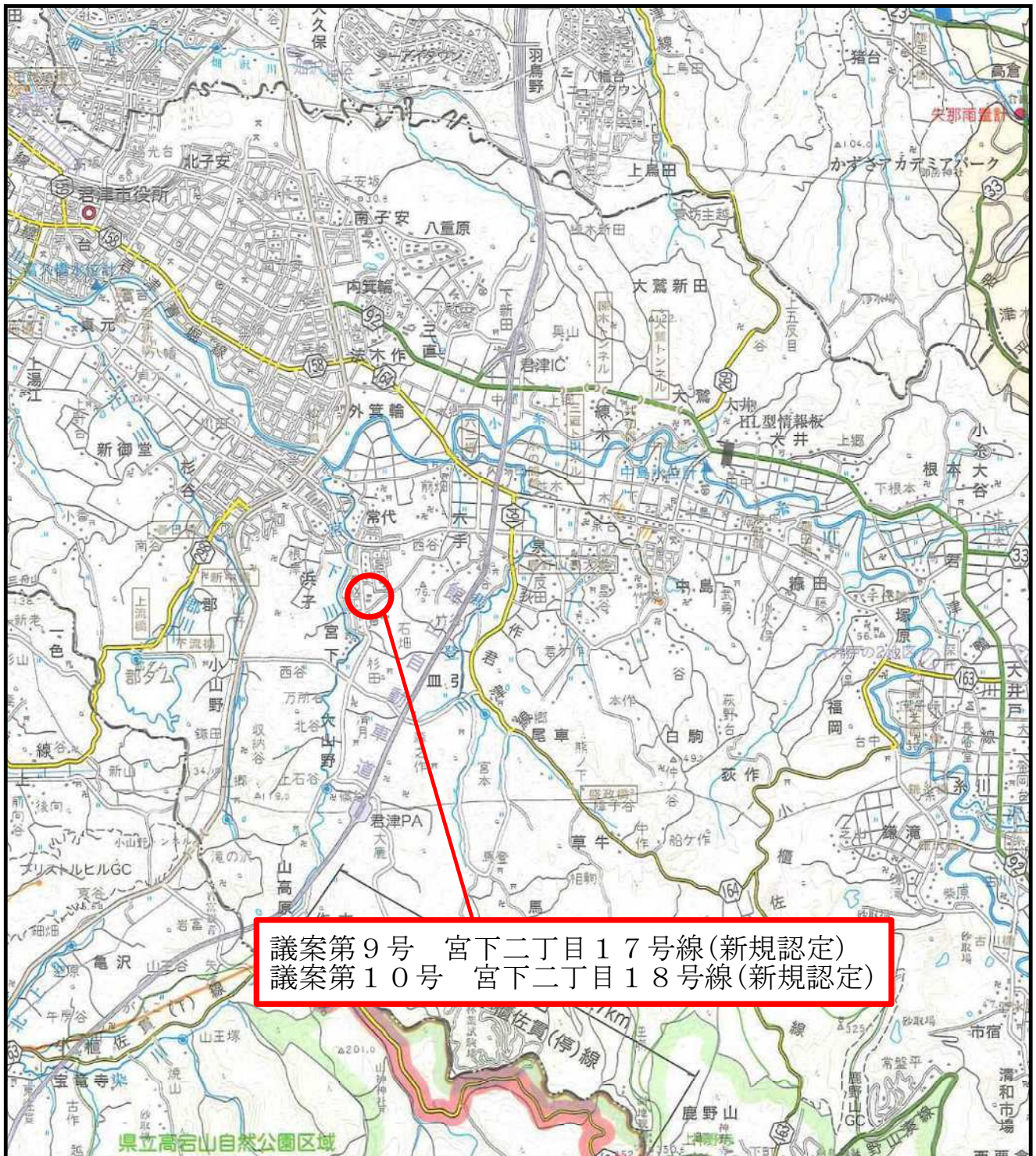
貞元小学校



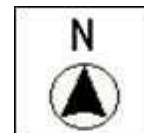
縮尺 1 : 2500



位置図



市道認定路線図



宮下二丁目11号線



測点③



測点④



測点②

議案第9号 宮下二丁目17号線
 起点: 君津市宮下二丁目22番34地先
 終点: 君津市宮下二丁目22番41地先
 延長: 113.59m
 幅員: 6.0m~13.4m



測点①

議案第10号 宮下二丁目18号線
 起点: 君津市宮下二丁目22番46地先
 終点: 君津市宮下二丁目22番23地先
 延長: 93.43m
 幅員: 6.0m~13.0m

測点⑧

測点①

測点②



測点⑧

測点⑥

測点⑦

測点⑤



測点⑤



測点⑥



測点⑦